

乙第30号証

## 陳 述 書

平成29年8月24日

陳述者

住 所 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県警察本部

氏 名 大城 伸作



1 私は、平成29年3月15日付で、沖縄県警察本部警備部警備第一課に配属され、現在、調査官として勤務しており、階級は警視です。

私は、原告車両を留め置いた日である平成28年11月3日については、米軍北部訓練場周辺において、現場で活動する警備部隊の責任者である実施統括官として現場の部隊指揮に従事していましたので、当時の状況について説明します。

実施統括官とは、現場で活動する県外からの特別派遣部隊を含む警備部隊を統括して、部隊指揮、運用し危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為への対応をする現場責任者です。従って、現場で活動する警備部隊は私の指揮下にありました。

警備における最終的な責任者は警察本部長ですが、実施統括官はその指示を受け、県警としての警備方針に基づいて現場において警備部隊の指揮、運用をする現場の責任者です。

実施統括官は定められた方針に基づいて現場において一義的な判断を行い部隊運用しますが、組織的な判断が必要な場合には総合警備本部に指揮伺いを行い適切な警備措置を行います。

なお、乙第26号証で陳述書を提出した安里龍太は私の伝令として当日は、常に行動を共にしておりました。

2 まず、米軍北部訓練場周辺における警備部隊の活動内容と抗議参加者の危険かつ違法な抗議行動の状況等について説明します。

平成28年7月11日に米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事が開始されたことに伴い、工事で必要な砂利を、国頭村在の株式会社コービック国頭採石場から工事現場である米軍北部訓練場までの約40キロの間（乙2ご参照）、ダンプカー十数台で車列を編成して搬送していました。

同ヘリパッド建設工事開始以降、工事に反対する抗議参加者は、連日、同ヘリパッド建設工事を妨害するため、

道路上での工事車両の通行妨害

工事請負会社への押しかけ行為

米軍提供施設内への不法侵入および工事の妨害

等の危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を繰り返し行っており、これに伴い、工事関係者のほか、付近住民の生活にも支障が生じておりました。(乙1、乙3、乙4、乙5、乙7、乙8ご参照)

我々、警備部隊の任務は工事関係者と抗議参加者との間に入り、事件やトラブルの未然防止や、抗議参加者による道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に当たる悪質かつ危険な通行妨害等による犯罪行為に対処し、抗議参加者を含む関係者の安全確保と一般交通の安全と円滑の確保等付近住民の生活への支障を解消することでした。

抗議参加者は、同工事車両の通行を妨害するため道路上で

車両前への急な飛び出し行為

車両前への立ち塞がり行為

車両下への潜り込み行為

車両を用いて道路を塞ぐ行為

道路を封鎖しての検問行為(防衛局や工事関係者は無理矢理通過させない)

等の道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に当たる危険かつ違法な犯罪行為を頻繁に行っていたことから、事件・事故や付近住民の生活への支障等を避けるため工事車両の走行ルートが変更されることも多々ありましたが、変更しても抗議参加者はその先々で、前記のような妨害行為等の犯罪行為を行い、工事関係者や付近住民の生活に支障が生じていました。(乙1、乙3、乙4、乙5、乙7、乙8ご参照)

これら危険かつ違法な抗議行動に伴う道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に当たる犯罪行為を行い、付近住民の生活にも支障を及ぼしている抗議参加者に対し、警察官が警告しても、

我々の行っていることは民意である

表現の自由は憲法で守られている

等と身勝手な主張を続け、全く聞き入れない状況にありました。

また、抗議参加者は、工事請負会社を監視する行為、請負会社へ押しかけ会社の出入口を封鎖する行為、会社敷地内に侵入し車両等を撮影する行為など、悪質な嫌がらせや犯罪行為を何度も繰り返し行っていました。

そのため、我々、警備部隊は、抗議参加者を含む関係者の安全確保と一般交通の安全と円滑の確保等付近住民の生活への支障を解消するため、適法・適切に必要な措置を講じております。

加えて、抗議参加者は、米軍北部訓練場内にいわゆる刑事特別法に違反して不法侵入し、同施設内のヘリパッド建設工事現場で

工事用重機へのしがみつき行為

工事現場や通行用通路への木々の投げ込み行為

工事区画内のフェンスへのよじ登り行為や当該フェンス等の破壊行為等の器物損壊罪、威力業務妨害罪、公務執行妨害罪等に当たる犯罪行為を執拗に行い、防衛局や工事関係者の警告はもとより、警察官の警告も無視し、更には工事関係者等を撮影しながら、

工事を止めろ

恥を知れ

お前らの悪事をインターネット上で公開するぞ

などと脅迫めいた言動を繰り返していたことから、連日、警備部隊で警告し、施設内から退去させ、違法状態を解消し抗議参加者を含む関係者の安全確保等に当たっていました。(乙1、乙2、乙3、乙4、乙5、乙7、乙8ご参照)

3 なお、抗議参加者は、ヘリパッド建設工事を妨害するため、様々な危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を取行しているところ、ヘリパッド工事開始から昨年末までの間に、

(1) 通行妨害する抗議参加者を制止しようとした警察官に対して、車両を急発進させたり、暴行したりする等の公務執行妨害罪が3件

(2) 工事車両の通行を妨害する目的で、車両を道路上に並列に駐車し県道70号線を封鎖した往来妨害罪が1件

(3) 工事車両の通行を妨害する目的で、車両の前方に立ち塞がって一般車両を含む交通の妨害をした道路交通法違反が1件

で逮捕されています。(乙5の1ないし4、乙5の11ご参照)

その他、抗議参加者のリーダー等がヘリパッド建設工事現場等で沖縄防衛局職員に対して暴行し傷害を負わせたり、施設内に不法侵入して有刺鉄線を切断するなどして器物損壊罪等でも逮捕されています。(乙5の5ないし10ご参照)

4 このような状況を踏まえ、警備本部としては、その対策として次の指示をし、各警備部隊に周知を図っていました。

(1) 県警察としては、「車両ではなく徒歩ならば悪質な妨害行為までは至らず、また、仮に妨害行為があったとしても沖縄県道70号線上に配置されている警察官で対応は可能である」との判断の下、抗議参加者が乗車する車両と判明した場合には、同人を車両から降車させ徒歩にてN1出入口に向かわせるか、又は車両をUターンさせ迂回させる措置をとること

(2) 弁護士及び報道関係者については、現場に行く目的が抗議状況の確認や取材であるため、工事車両に対する危険かつ違法な妨害行為に至る可能性は低いと思料されることから、その身分を確認したうえで通過させること

5 それでは、原告を留め置いた当日の状況について説明します。

私は、平成28年11月3日も現場の実施統括官として警備活動に従事しておりました。

その日は、午前中に工事用車両（10 tダンプ12台）が、国頭村在の採石場からヘリパッド建設工事現場内に砂利を搬入し、その後は午後まで、工事用車両は、米軍北部訓練場メインゲートと、本件原告留め置き場所を経由してN1入口までの約1.5 kmの間（乙2ご参照）を、ヘリパッド工事現場へ10 tダンプ合計72台分の砂利を搬入する予定で、午前8時20分頃、国頭村在の採石場から砂利を積んだ工事車両が出発しています。

抗議参加者は、常日頃から工事車両の動きを監視し、これに合わせて車両等で移動して通行妨害等の犯罪行為を行っており、その日は、県道70号線を走行中の工事車両の前方を車両数台で低速走行しての妨害行為や、10数台の車両を県道70号線上に両側駐車や中央付近に斜め駐車するなどして、工事車両の通行を妨害しており、一般車両の通行にも支障をきたしていました。（乙15、乙17、乙18ご参照）

そのとき私は、N1入口において警備活動に従事しており、警備部隊がレッカー等で妨害車両を排除したことや妨害車両を交通対策隊が道路交通法違反で検挙したとの報告を無線で受けています。

その後も工事車両は、抗議参加者による通行妨害等を受けていましたが、警備部隊による警告や排除等により、午前10時48分頃、N1入口から1回目の入域を開始しています。

1回目の搬入を終えた工事車両は、メインゲート内のヤードの砂利10 tダンプ合計72台分を、N1入口内のヘリパッド建設工事現場に搬入するため、メインゲートから本件原告留め置き場所を経由してN1入口までの区間を、頻繁に往来していました。（乙25ご参照）

この区間は、曲線道路で見通しが悪く、警察車両や抗議参加者の車両が駐車され道幅が狭くなっている道路環境の中で、抗議参加者の抗議行動が激しく、工事車両前への飛び出しや立ち塞がり行為のほか、車両を用いて道路を塞ぐ通行妨害など、道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に当たる危険な犯罪行為が多発していました。

そのため、抗議参加者の車両を通行させた場合、工事車両等への通行妨害等の犯罪行為を行うことが予測されたことから、抗議参加者を含む関係者の安全確保と一般交通の安全と円滑の確保等付近住民の生活に支障を及ぼさないよう、警備部隊により通行を規制しています。

なお、一般車両は工事車両の後方に追従させて通過させていました。

特に、同区間の中間地点に位置する本件原告留め置き場所である高江橋付近では、工事車両の通行を妨害する道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に当たる犯罪行為が激しく行われていたため、午前10時18分頃から警備部隊による検問等の規制を実施していました。（乙3、乙19ご参照）

私がN1入口付近で警備活動に従事している間も、抗議参加者は、県道上で無許可で座り込んで道路を占拠して無許可で違法な集会を行っていた（乙15ご参照）ため、警備部隊で抗議参加者に対し警告を行い、警告に従わない抗議参加者を移動させているほか、工事車両前への飛び出し行為を繰り返す抗議参加者を排除する（乙21ご参照）など、危険かつ違法な抗議行動への対応に追われていました。

このように、メインゲートから本件原告留め置き場所を經由してN1入口までの区間で、10tダンプ72台の工事車両による砂利搬送が行われた午前10時48分頃から午後1時44分頃までの間（約2時間56分間）も、抗議参加者による妨害行為等が繰り返し行われる中、警備部隊で的確に対処したことで、事故等を起こすこと無く、搬送作業は終了しています。

- 6 県警察としては、「車両ではなく徒歩ならば悪質な妨害行為までは至らず、また、仮に妨害行為があったとしても沖縄県道70号線上に配置されている警察官で対応は可能である」との判断の下、抗議参加者が乗車する車両と判明した場合には、同人を車両から降車させ徒歩にてN1地区出入口に向かわせるか、又は車両をUターンさせ迂回させる措置をとるとの方針をとっており、各警備部隊にも指示をしていました。

本件においても、警視庁部隊は前記県警察方針に基づいて原告車両を停車（検問）させたものです。この際における法的根拠は警察法第2条第1項であり、任意手段によるものです。

当日は朝から抗議参加者が県道70号線を走行中の工事車両の前方を車両数台で低速走行しての妨害行為や、10数台の車両を県道70号線上に両側駐車や中央付近に斜め駐車するなどして、工事車両の通行を妨害しており、一般車両の通行にも支障をきたしているという警備環境であったので、（乙15、乙17、乙18ご参照）抗議参加者の車両であれば、危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を行う蓋然性が高いものと判断されるので、警察官職務執行法第5条に基づいて留め置く措置をとらざるを得ない場合があるものと考えていました。それを各部隊に指示して周知していました。

- 7 私は、本件留め置き現場からの無線により現場で抗議参加者の車両と判断された車両（原告車両）が停車（検問）させていることの報告を受けました。

以上のような状況から、片側1車線の対向車線を工事車両が頻繁に往復する本件原告留め置き場所において、原告車両をそのまま通過させた場合、原告車両が瞬時にして飛び出しや道路を塞ぐ（甲2の3枚目の上から4番目の写真ご参照）等して、交通の往来を妨害する等、道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に当たる犯罪行為が発生する蓋然性は極めて高いものでありました。

それは甲2の2枚目の上から3番目の写真でも明らかのように、原告車両のフ

ロントガラス越しに片側1車線の対向車線を本件工事車両が通過している様子が見えます。この状態から、原告車両を通過させた場合、瞬時にして飛び出しや道路を塞ぐ等することが可能であることは明白であったため、原告車両を午前11時40分頃から午後1時50分頃までの間（約2時間10分間）、本件原告留め置き場所において、留め置きを継続せざるを得なかったものです。（乙17、乙19、乙25ご参照）

県警においては、弁護士及び報道関係者については、現場に行く目的が抗議状況の確認や取材であるため、工事車両に対する危険かつ違法な妨害行為に至る可能性は低いと思料されることから、その身分を確認したうえで通過させておりました。

しかし、現場の警備実施部隊からは、留め置いている方が弁護士であるとの報告は無く、私は抗議参加者の車両を留め置いているものと認識しておりました。

また、留め置き現場の警備部隊からはトラブル防止のため、現場の状況を採証する公安捜査隊の派遣要請があり、留め置きされている者が行き先や身分を明らかにしなかったことで、抗議参加者の可能性が否定できず、抗議参加者であれば、犯罪行為を伴う工事車両への妨害行為を行う蓋然性が高いことから、公安捜査隊に本件留め置き現場に臨場するよう無線で指示しました。

この時本件留め置き現場に臨場したのが乙第28号証で陳述書を提出した當間賢治でした。

その後、午後1時50分頃、工事車両の全ての入域が終了したことから、規制を解除する指示をしました。

- 8 このようにヘリパッド工事に関して、米軍北部訓練場周辺では、連日、抗議参加者による通行妨害など、道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に当たる犯罪行為が頻繁に発生しており、また、同所を通行する付近住民からの苦情もあったこと等から、警察としては抗議参加者による妨害行為等の犯罪行為に対して適切に対処する必要性がありました。

そのため、我々、警備部隊は、違法状態を解消し、抗議参加者を含む関係者の安全確保と一般交通の安全と円滑の確保等付近住民の生活への支障を解消するなど、警察の責務を達成するため、適法・適切に警備活動を行っていました。

以上